

- 第一項の移出をした課税石油ガスを同項に規定する用途に供する場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合は、政令で定める手続によりその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡失證明書をもつて第二項に規定する政令で定める書類に代えることができる。

第一項の規定に該当する課税石油ガスを同項に規定する用途に供する場所に移入した者は、当該課税石油ガスの移入の目的、重量その他政令で定める事項を記載した書類を、当該場所の所在地の所轄税務署長に、その移入をした日の属する月の翌月末日までに提出しなければならない。

税務署長は、取締り上必要があると認めるとときは、政令で定めるところにより、前項に規定する者に対し、同項に規定する課税石油ガスを他の石油ガスと区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

第五項に規定する者は、同項に規定する課税石油ガスをその用途以外の用途に消費し、又は譲り渡してはならない。ただし、当該課税石油ガスをその用途以外の用途に消費し、又は譲り渡すことについてやむを得ない事情がある場合において、政令で定める手続により、当該移入した場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

第五項に規定する者が同項に規定する課税石油ガスをその用途以外の用途に消費し、又は譲り渡したときは、所轄税務署長は、その者から当該消費又は譲渡に係る石油ガス税を直ちに徴収する。ただし、既に第二項本文に規定する事実（第三項の届出又は承認があつた場合には、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかつた事実）が生じている場合は、この限りでない。

（移出に係る課税石油ガスの特定用途免税に関する特例）

第十二条の二 前条第一項の規定に該当する課税石油ガスの移入をした同項に規定する用途に供する場所が次に掲げる場所に該当する場合において、同項の移出をした石油ガスの充てん者が、当該課税石油ガスにつき、当該移出をした日の属する月分の第十六条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限までに提出するものに限る。）に当該課税石油ガスの移出に関する明細書を添付し、かつ、政令で定めるところ

により、当該課税石油ガスが当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、前条第二項本文の規定にかかわらず、同一条第一項の規定を適用する。

- により、当該課税石油ガスが当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、前条第二項本文の規定にかかわらず、同条第一項の規定を適用する。

一 当該課税石油ガスを移出した者と当該課税石油ガスを当該場所に移入した者が同一である場合における当該移入をした場合

二 前号の規定に該当するもののほか、当該石油ガスの充てん者が移出する当該課税石油ガスが継続して移入される場所で、当該石油ガスの充てん者が、政令で定めるところにより、当該移出をする石油ガスの充てん場の所在地（第八条ただし書の規定の適用がある場合にあつては、同条ただし書の規定による納稅地）の所轄稅務署長の承認を受けたもの

前条第五項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定する課税石油ガスを継続して移入する場所であり、かつ、当該課税石油ガスを移入する者が、政令で定めるところにより、当該場所の所在地の所轄稅務署長の承認を受けたときは、同項の規定にかかる限り、同項に規定する書類の提出を要しない。

第一項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者若しくは当該申請に係る場所につき石油ガス税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認をしないことができる。

4 稅務署長は、第一項第二号又は第二項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又は石油ガス税の保全上不適当と認められるとき、又は石油ガス税の保全上不適当と認められたときは、その承認を取り消すことができる。

5 第一項第二号又は第二項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなりたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失うものとする。

6 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（引取りに係る課税石油ガスの特定用途免稅）

第十三條 第十二条第一項に規定する用途に供する課税石油ガスを、保税地域から引き取ろうとする場合における課税石油ガスの特定用途免稅

第一項の規定による申告書（同項に規定する場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定めるところにより、納稅地の所轄稅閑長の承認を受けて当該課税石油ガスを引き取るときは、当該引取りに係る石油ガス税を免除する。ただし、第五項本文の規定の適用がある場合は、この限りでない。）

2 稅閑長は、前項の承認をする場合には、その申請の申請者に対する当該場所の規定期限を指定して、当該課税石油ガスが同項に規定する用途に供する場所に移入されたことについての当該場所の所在地の所轄稅務署長の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3 第一項の承認の申請者が第二十一条の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税閑長は、その承認をしてはならない。

4 第一項の承認の申請に係る同項に規定する用途に供する場所について、石油ガス税の保全上不適當と認められる事情がある場合には、税閑長は、その承認をしないことができる。

5 第一項の承認を受けて引き取つた課税石油ガスについて、第二項の規定により税閑長が指定した期限までに同項に規定する証明書の提出がないときは、当該承認を受けて課税石油ガスを引き取つた者から直ちにその石油ガス税を徴収する。ただし、第七項において準用する第十二条第八項本文の規定の適用が既にあつた場合は、この限りでない。

6 第一項の承認を受けて引き取つた課税石油ガスを同項に規定する用途に供する場所に移入する前に、灾害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定めるところによりその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡失證明書をもつて第二項に規定する証明書に代えることができる。

7 第十二条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定に該当する課税石油ガスを同項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者について準用する。

第十四条 削除
 （戻入れの場合の石油ガス税の控除等）

第十五条 石油ガスの充てん者がその石油ガスの充てん場から移出した課税石油ガス（第三項の規定の適用を受けた、又は受けるべきものを除く。）を当該石油ガスの充てん場に戻し入れた場合には、当該石油ガスの充てん者が当該戻入の日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書（同項に規

する場合において、当該引き取らうとする者が、政令で定めるところにより、納税地の所轄税關長の承認を受けて当該課税石油ガスを引き取るときは、当該引取りに係る石油ガス税を免除する。ただし、第五項本文の規定の適用がある。

- 定する期限までに提出するものに限る。次項及び第三項において同じ。)に記載した同条第一項第四号に掲げる石油ガス税額から当該課税石油ガスにつき当該移出により納付された、又は納付されるべき石油ガス税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既にこの項、次項、第三項又は第五項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。同項において同じ。)に相当する金額を控除する。

石油ガスの充てん者が他の石油ガスの充てん場から移出され、又は保税地域から引き取られた課税石油ガス(次項の規定の適用を受けた、又は受けるべきものを除く。)をその石油ガスの充てん場に移入した場合(前項の規定による控除を受けるべき場合を除く。)において、当該課税石油ガスをその移入した石油ガスの充てん場から更に移出したときは、その者が当該移出の日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げる石油ガス税額から当該課税石油ガスにつき当該他の石油ガスの充てん場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき石油ガス税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既に前項、この項、次項又は第五項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既に第一項、前項、この項又は第五項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。」として政令で定めるところにより計算した金額を控除する。

前二項の場合において、これらの規定による控除を受けるべき月分の次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

石油ガスの充てん者がその石油ガスの充てん場から移出した課税石油ガスを、その石油ガスの充てん場における自動車用の石油ガス容器への石油ガスの充てん場引き続き行わないこととなつた後（第五条第四項ただし書の承認を受けた場合には、同条第五項に規定する期間の経過後）当該石油ガスの充てん場であった場所に戻された場合において、政令で定めるところにより当該石油ガスの充てん場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて当該課税石油ガスを廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべき石油ガス税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

第一項から前項までの規定による控除又は還付を受けようとする石油ガスの充てん場の規定の適用を受ける者を除く。）は、当該項の規定の適用を受ける者は、当該控除又は還付を受けた次条の規定による申告書に当該控除又は還付を受けようとする石油ガス税額に相当する金額の領収書を添付しなければならない。

第三項の規定の適用を受けた者が同項の規定の適用を受けた課税石油ガスの販売代金の全部又は一部の領収をしたときは、当該領収をした販売代金に係る課税石油ガスの重量として政令により控除された石油ガスを充填して同項の規定の適用を受けた石油ガスの充てん場において計算した重量により計算した重量の課税石油ガスを充填して同項の規定により控除された石油ガスの充てん場から移出したもののみならず。この場合において、当該移出したものとみなされた課税石油ガスに課されるべき石油ガスの税率は、当該課税石油ガスにつき同項の規定により控除された石油ガスの充てん場における石油ガスの充填業の基礎となつた税率とする。

石油ガスの充てん場における石油ガスの充填業の基礎（包括遺贈者を含む。以下同じ。）により当該申告書に記載された還付を受けようとする石油ガス税額（前号に掲げる石油ガス税額から前号に掲げる石油ガス税額を控除した金額に相当する石油ガス税額（前号に掲げる石油ガス税額から前号に掲げる石油ガス税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額が

（対価を受けるかどうかを問わず、反覆して石油ガスを自動車用の石油ガス容器に充填することをいう。以下同じ。）を承継した相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）がある場合において、その相続人が当該相続に係る被相続人（以下同じ。）により当該石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスを当該石油ガスの充てん場に戻し入れたとき、又は被相続人により当該石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスについて第三項の規定が適用される事実が生じたときは、その相続人が当該移出をしたものとみなして、第一項から前項までの規定を適用する。

相続があつた場合において、当該相続に係る被相続人について第三項の規定が適用された課税石油ガスの販売代金の全部又は一部を相続人が領収したときは、当該販売代金については、その相続人が同項の規定の適用を受けたものとみなして第七項の規定を適用する。ただし、当該相続に係る全ての相続人が石油ガスの充てん場における石油ガスの充填業を承継しない場合は、この限りでない。

第八項の規定は合併により石油ガスの充てん場における石油ガスの充填業を承継した法人がある場合について、前項の規定は法人が合併した場合について、それぞれ準用する。この場合において、第八項中「その相続人」とあるのは、「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）」とあるのは、「当該合併により消滅した法人」と、「又は被相続人」とあるのは、「又は合併により消滅した法人」と、前項中「相続に係る被相続人」とあるのは、「合併により消滅した法人」と、「相続人が領収した」とあるのは、「合併後存続する法人又は合併により設立された法人が領収した」と、「その相続人」と読み替えるものとする。

分割により石油ガスの充てん場における石油ガスの充填業を承継した法人がある場合において、分割をした法人により当該石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスについて第三項の規定が適用される事実が生じたときは、その承継した法人が当該移出をしたものとみなして、同項、第四項及び第七項の規定を適用す

（対価を受けるかどうかを問わず、反覆して石油ガスを自動車用の石油ガス容器に充填することをいう。以下同じ。）を承継した相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）により当該石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスを当該石油ガスの充てん場に戻し入れたとき、又は被相続人により当該石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスについて第三項の規定が適用される事実が生じたときは、その相続人が当該移出をしたものとみなして、第一項から前項までの規定を適用する。

相続があつた場合において、当該相続に係る被相続人について第三項の規定が適用された課税石油ガスの販売代金の全部又は一部を相続人が領収したときは、当該販売代金については、その相続人が同項の規定の適用を受けたものとみなして第七項の規定を適用する。ただし、当該相続に係る全ての相続人が石油ガスの充てん場における石油ガスの充填業を承継しない場合は、この限りでない。

第八項の規定は合併により石油ガスの充てん場における石油ガスの充填業を承継した法人がある場合について、前項の規定は法人が合併した場合について、それぞれ準用する。この場合において、第八項中「その相続人」とあるのは、「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）」とあるのは、「当該合併により消滅した法人」と、「又は被相続人」とあるのは、「又は合併により消滅した法人」と、前項中「相続に係る被相続人」とあるのは、「合併により消滅した法人」と、「相続人が領収した」とあるのは、「合併後存続する法人又は合併により設立された法人が領収した」と、「その相続人」と読み替えるものとする。

分割により石油ガスの充てん場における石油ガスの充填業を承継した法人がある場合において、分割をした法人により当該石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスについて第三項の規定が適用される事実が生じたときは、その承継した法人が当該移出をしたものとみなして、同項、第四項及び第七項の規定を適用す

12 第九項の規定は、法人が分割をした場合について準用する。この場合において、同項中「相続に係る被相続人」とあるのは、「分割をした法人」と、「相続人が領収した」とあるのは、「分割により事業を承継した法人が領収した」と、「その相続人」とあるのは、「その分割により事業を承継した法人」と、「当該相続に係る全ての相続人」とあるのは、「当該分割により事業を承継した全ての法人」と読み替えるものとする。

第四項又は第五項の規定による還付金につき相続があつた場合において、当該相続に係る被相続人について第三項の規定が適用された課税石油ガスの販売代金の全部又は一部を相続人が領収したときは、当該販売代金については、その相続人が同項の規定の適用を受けたものとみなして第七項の規定を適用する。ただし、当該相続に係る全ての相続人が石油ガスの充てん場における石油ガスの充填業を承継しない場合は、この限りでない。

第八項の規定は合併により石油ガスの充てん場における石油ガスの充填業を承継した法人がある場合について、前項の規定は法人が合併した場合について、それぞれ準用する。この場合において、第八項中「その相続人」とあるのは、「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）」とあるのは、「当該合併により消滅した法人」と、「又は被相続人」とあるのは、「又は合併により消滅した法人」と、前項中「相続に係る被相続人」とあるのは、「合併により消滅した法人」と、「相続人が領収した」とあるのは、「合併後存続する法人又は合併により設立された法人が領収した」と、「その相続人」と読み替えるものとする。

分割により石油ガスの充てん場における石油ガスの充填業を承継した法人がある場合において、分割をした法人により当該石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスについて第三項の規定が適用される事実が生じたときは、その承継した法人が当該移出をしたものとみなして、同項、第四項及び第七項の規定を適用す

七 第四号に掲げる石油ガス税額から第五号に掲げる石油ガス税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額が「石油ガス税額」という。）

八 その他参考となるべき事項

前条第一項若しくは第五項の戻入れをした者、同条第二項の移入をした者又は同条第三項の承認を受けた者は、これらの規定により控除を受けけるべき月において前項の規定による申告書の提出を要しないときは、同条第一項、第二項、第三項又は第五項の規定により控除を受けた全額の還付を受けた者、これららの規定により控除を受けた石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長の承認を受けた者は、これらの規定により控除を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該戻入れ若しくは移入をした場所又は同条第三項の規定の適用を受けた石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長に提出することができる。

第九項の規定は、他の法律の規定によりこれらの規定に規定する税務署長の承認を受けて石油ガス税を免除された課税石油ガスについては、適用しない。

（引取りに係る課税石油ガスについての課税標準及び税額の申告等）

第十六条 石油ガスの充てん者は、その石油ガスの充てん場ごとに、毎月（当該石油ガスの充てん場からの移出がない月を除く。）政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その納稅地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 その月中において当該石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスの重量

二 第十一条又は第十二条の規定による石油ガス税の免除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする課税石油ガスの重量（以下この項において「移出に係る課税標準数量」という。）

三 第一号の重量から前号の重量を控除した重量（以下この項において「移出に係る課税標準数量」という。）

四 移出に係る課税標準数量に対する石油ガス税額

五 前条第一項、第二項、第三項若しくは第五項又は他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする石油ガス税額（以下「引取りに係る納付すべき税額」という。）

六 第二号に掲げる石油ガス税額から第三号に掲げる石油ガス税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額が

四 第二号に掲げる石油ガス税額から前号に掲げる石油ガス税額を控除した金額に相当する石油ガス税額（以下「引取りに係る納付すべき税額」という。）

五 第二号に掲げる石油ガス税額から第三号に掲げる石油ガス税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額が

三 第十六条第一項又は第十七条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者

四 第十七条第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出せず、又は偽りの申告書を提出した者

五 第二十三条の規定による申告をせず、又は偽つた者

六 第二十四条の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

第七十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對して当該各条の罰金刑を科する。

二 前項の規定により第二十七条第一項又は第三項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年二月一日から施行する。ただし、第二十二条の規定は、同年三月一日から施行する。

附 則 (昭和四十一年三月三一日法律第三十九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、次に掲げる改正規定は、関税法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第三十六号)附則第一項に規定する政令で定める日(以下「指定日」という)から施行する。

一から四まで 略

五 石油ガス税法第十七条の改正規定、同法第十八条に二項を加える改正規定中同条第二項に係る部分並びに同法第十九条、第二十条及び第二十九条の改正規定

(内国消費税の一般的経過措置)

第二条 次に掲げる酒税、砂糖消費税、物品税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税又はトランプ類税(以下「内国消費税」という。)については、この附則に別段の定めがある場合を除くほか、なお從前の例による。

一 昭和四十一年四月一日(以下「施行日」といふ)前に課した、又は課すべきであつた内国消費税

二 施行日前に改正前の酒税法、砂糖消費税法、物品税法、揮発油税法、地方道路税法、石油ガス税法又はトランプ類税法（以下「旧酒税法等」という。）の規定により、保税地域からの引取りに係る課税標準の申告書を保税地域の所在地の所轄税関長に提出したが、同日において当該保税地域に現存する内国消費税の課される物品（以下「課税物品」という。）に課すべき内国消費税

三 施行日前に旧酒税法等又は改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律、租税特別措置法若しくは日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第二百四十九号）第三条において準用する場合を含む。）の規定により内国消費税の免除に係る税関長の承認を受けた課税物品に係る内国消費税

四 施行日前に改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第五条第一項又は第七条第一項の規定により内国消費税の免除を受けた課税物品に係る内国消費税（前項各号に掲げる内国消費税を除く。）については、なお従前の例（指定日の前日において適用される内国消費税に関する法令の例をいう。）による。

一 施行日から指定日の前日までの間に課された、又は課すべきであつた内国消費税

二 施行日から指定日の前日までの間に旧酒税法等の規定により保税地域からの引取りに係る課税標準の申告書を保税地域の所在地の所轄税関長に提出したが、同日において当該保税地域に現存する課税物品に課すべき内国消費税

（政令への委任）

三 施行日から指定日の前日までの間に閑税法第六十七条の規定による輸入の申告をした課税物品で前二号の規定に該当しないものに係る内国消費税

第十条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる内国消費税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四二年五月三〇日法律第一四号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

(酒税法等の一部改正に伴う一般的経過措置)

第三条 改正前の酒税法第二十八条第三項（同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。）、砂糖消費税法第十五条第三項（同法第六条第三項若しくは第十八条第三項又は租税特別措置法第九十一条第三項において準用する場合を含む。）、物品税法第十七条第三項（同法第十九条第三項、第二十二条第三項又は第二十六条第三項において準用する場合を含む。）、揮発油税法第十四条第三項（同法第十五条第三項又は租税特別措置法第九十条第三項において準用する場合を含む。）、石油ガス税法第十二条第三項（同法第十六条第三項において準用する場合を含む。）又は租税特別措置法第八十八条の二第三項（同法第十二条第三項において準用する場合を含む。）、トランプ類税法第十五条第三項（同法第十六条第三項において準用する場合を含む。）又はトランプ類税法第十五条第三項（同法第十六条第三項において準用する場合を含む。）又は石油ガス税に充てん場（石油ガス税について、石油ガスの充てん場。以下この項において同じ。）から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類、砂糖類、揮発油、課税石油ガス又はトランプ類（以下この項において「酒類等」という。）を当該酒類等の製造場に移入し、施行日以後にその移入した製造場からさらに移出した場合について適用し、同日前に当該移出があつた場合における酒類税額、砂糖消費税額、揮発油税額、地方道路税額、石油ガス税額又はトランプ類税額に相当する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により從前の例によることとされる酒税、砂糖消費税、物品税、揮发油税、地方道路税、石油ガス税又はトランプ類税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則 (昭和四二年七月一一日法律第五五号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年五月二三日法律第五四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

第五条 改正後の所得税法第二百四十四条第二項、法人税法第一百六十四条第二項、相続税法第七十一条第二項、酒税法第六十二条第二項、砂糖消費税法第三十九条第二項、揮发油税法第三十一条第二項、地方道路税法第十七条第二項、石油ガス税法第三十一条第二項、石油税法第二十七条第二項、物品税法第四十七条第二項、トランプ類税法第四十一条第二項、入場税法第二十八条第二項、取引所税法第二十条第二項、関税法第一百七十三条第二項、関税暫定措置法第十四条第二項、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する内国法第八十七条第六項及び輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第二十五条第二項の規定は、この法律の施行後にした所得税法第二百三十八条第一項、法人税法第一百五十九条第一項、相続税法第六十八条第一項、酒税法第五十五条第一項、石油ガス税法第二十八条第一項、物品税法第四十四条第一項、トランプ類税法第三十七条第一項、揮发油税法第二十七条第一項、地方道路税法第十六条第一項、取引所税法第十六條第一項、酒税法第五十四条第一項若しくは第二項若しくは第五十五条第一項、砂糖消費税法第三十五条第一項、揮发油税法第二十五条第一項、取引所税法第十六條第一項、第十七条第一項、第十七条ノ二第一項、石油税法第二十四条第一項、物品税法第四十四条第一項、トランプ類税法第三十七条第一項、揮发油税法第二十五条第一項、取引所税法第十六條第一項、第十七条第一項、第十七条ノ二第一項若しくは第十八条後段、関税法第一百十条第一項から第三項まで、關稅暫定措置法第十二条第一項による。

(「(一)以上の許可を受けている場合にあつては、そのすべての許可。次号において同じ。」を削る部分に限る。)及び同法第七十九条の五第一項第一号の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第四条及び第六条から第十四条までの規定(公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日)の規定(附則第一号の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第四条及び第六条から第十四条までの規定(公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日))の施行前にした行為及びこの附則

の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十九年三月三一日法律第四号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

五 次に掲げる規定 平成三十年四月一日
イ からハまで 略

ニ 第八条の規定(同条中國税通則法第十九条第四項第三号ハの改正規定、同法第三十一条の二(見出しを含む。)の改正規定及び同法第七十一条第二項の改正規定を除く。)並びに附則第四十条第二項及び第三項、第一百五条、第一百六条、第一百八条から第一百四十四条まで、第一百十八条、第一百二十四条、第一百二十五条、第一百二十九条から第一百三十三条まで、第一百三十五条並びに第一百三十六条の規定

(罰則に関する経過措置)

第一百四十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第一百四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三十一年三月三一日法律第七号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

百四十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定に關する経過措置)

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 (施行期日)
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和二年三月三一日法律第八号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。(揮発油税法等の一部改正に伴う経過措置)

第五十一条

第十条の規定による改正後の揮発油税法第十五条、第十一条の規定による改正後の石油ガス税法第十一条及び第十二条の規定による改正後の石油石炭税法第十二条の規定は、施行日以後に揮発油税法第十条第一項、石油ガス税法第十六条第一項又は石油石炭税法第十三条第一項の規定による申告書の提出期限が到来する揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税に適用し、施行日前に当該申告書の提出期限が到来した揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第一百七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日